税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室㉑⑥〕

加熱式たばこに係る課税方式の見直しについて

Q. 令和８年４月１日から加熱式たばこに係る課税方式が見直され、加熱式たばこを紙巻きたばこの本数へ換算することとされましたが、従来の課税方式と今回の見直しについて教えてください。

A.

１．令和８年３月31日までは

⑴　課税区分の新設等について

「加熱式たばこ」については、たばこ税法上、これまで「パイプたばこ」に区分されていましたが、平成 30 年度の税制改正によって、「加熱式たばこ」の区分が新たに設けられました（平成30年10月１日施行）。

「加熱式たばこ」とは、たばこ又はたばこを含むものを燃焼せず、加熱（水その他の物品を加熱することによる加熱を含みます。）して、たばこの成分を吸引により喫煙し得る状態に製造された製造たばこをいいます（水パイプで喫煙するための製造たばこ㊟を除きます。）。

㊟「水パイプで喫煙するための製造たばこ」とは、いわゆる水たばこであり、たばこ又はたばこを含むものを燃焼又は加熱し、水パイプを使用して、たばこの成分を吸引するものです。

「水パイプ」とは、たばこの煙を水にくぐらせることによって喫煙するための喫煙用具です。

⑵　加熱式たばこの紙巻たばこの本数への換算について

平成30年度の税制改正によって、「加熱式たばこ」の紙巻たばこへの本数への換算方法が見直されました（平成30年10月１日施行）。

具体的には、重量及び小売定価を基に、次に記載している計算式で紙巻たばこの本数に換算することとなります。

加熱式たばこ１箱の紙巻たばこの本数への換算値　＝　Ａ　＋　Ｂ　＋　Ｃ

Ａ　＝　加熱式たばこ１箱当たりの重量（巻紙、フィルター等の重量を含む。）　× 0.8（注２）

$$Ｂ ＝ \frac{\text{加熱式たばこ１箱当たりの重量（巻紙、フィルター等の重量を除く。）}}{0.4\text{g}} \times 0.5 \times 0.2 \text{（注３）}$$

$$Ｃ ＝ \frac{\text{加熱式たばこ１箱当たりの小売定価（消費税抜き）}}{\text{紙巻たばこ１本当たりの平均小売価格（注１）}} \times 0.5 \times 0.2 \text{（注３）}$$

（注１）「紙巻たばこ１本当たりの平均小売価格」とは、紙巻たばこ１本当たりの国及び地方のたばこ税並びにたばこ特別税に相当する金額の合計額を100 分の60で除して計算した金額をいいます。

（注２、３）　加熱式たばこの紙巻たばこの本数への換算方法の見直しについては、激変緩和等の観点から、平成30年10月１日から令和４年10月１日までにかけて、段階的に行うこととされています。

具体的には、上記計算式の注２、注３に記載している率は、下表の期間に応じて、次のとおりとなります。

期　間		(注2)の率	(注3)の率
経過措置	平成30年10月1日～（第一段階）	0.8	0.2
	令和元年10月1日～（第二段階）	0.6	0.4
	令和２年10月1日～（第三段階）	0.4	0.6
	令和３年10月1日～（第四段階）	0.2	0.8
	令和４年10月1日～（第五段階）	－	1.0

2. 令和８年４月１日からは

⑴　加熱式たばこに係る課税方式の見直しについて

令和７年度の税制改正によって、「加熱式たばこ」の紙巻たばこへの本数の換算方法が見直されました（令和８年４月１日施行）。

加熱式たばこを「スティック型の加熱式たばこ」（注１）と「スティック型以外の加熱式たばこ」（注２）に区分した上で、原則として１箱の重量ごとに紙巻たばこの本数に換算することとなります。その上で、「スティック型の加熱式たばこ」は１本

どこでも申告・納税　イータックス（http://www/e-tax.nta.go.jp）

の重量、「スティック型以外の加熱式たばこ」は１箱の重量に基づき、最低課税の仕組みが導入されました。

(注１)「スティック型の加熱式たばこ」とは、葉たばこを原料の全部または一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこをいいます。

(注２)「スティック型以外の加熱式たばこ」とは、「スティック型の加熱式たばこ」以外の加熱式たばこをいいます。

具体的には、区分に応じて、次に記載している計算式で紙巻たばこの本数に換算することになります。

① スティック型の加熱式たばこ

$$\text{加熱式たばこ１箱の紙巻たばこの本数への換算値} = \frac{\text{加熱式たばこ１箱当たりの葉たばこ等の重量}}{0.35\text{g}}$$

※スティック型の加熱式たばこ１本当たりの重量が0.35g未満である場合には、スティック型の加熱式たばこの１本をもって紙巻たばこ１本に換算することとなります(最低課税)。

② スティック型以外の加熱式たばこ

$$\text{加熱式たばこ１箱の紙巻たばこの本数への換算値} = \frac{\text{加熱式たばこ１箱当たりの葉たばこ等の重量}}{0.2\text{g}}$$

※スティック型以外の加熱式たばこの１箱当たりの重量が４ｇ未満である場合には、スティック型以外の加熱式たばこの１箱をもって紙巻たばこ20本に換算することとなります(最低課税)。なお、スティック型の加熱式たばこと併せて使用されるなど、一定の加熱式たばこの喫煙用具(製造たばことみなされるもの）は、重量が４ｇ未満であっても､最低課税の適用はありません。

⑵ 加熱式たばこに係る課税標準の見直しの段階的実施について

加熱式たばこに係る国及び地方のたばこ税の課税標準の見直しについては、激変緩和等の観点から、令和８年４月１日より、段階的に行うこととされています。

具体的には、改正前の課税方式と改正後の課税方式(上記①、②)を基に、次に記載している計算式で紙巻たばこの本数に換算することになります。

$$\text{加熱式たばこ１箱の紙巻たばこの本数への換算値} = \text{改正前の課税方式により算出した課税標準（注３）※一本未満切り捨て} \times 0.5\text{（注４）} + \text{改正後の課税方式（上記①、②）により算出した課税標準※一本未満切り捨て} \times 0.5\text{（注５）}$$

(注３）改正前の課税方式により算出した課税標準は、「加熱式たばこに係る課税方式の見直しについて（～令和８年３月31日)」により算出した課税標準(第五段階)をいいます。

期間	（注４）の率	（注５）の率
令和８年４月１日～（第一段階）	0.5	0.5
令和８年 10 月１日～（第二段階）	－	1.0

国税庁ホームページ / 刊行物等 / パンフレット・手引き／間接諸税関係／たばこ税関係／
加熱式たばこに係る課税方式の見直しについて(～令和８年３月３１日・令和８年４月１日～)参照

税制委員会：甕秀行、北澤剛、竹原喜代一　グループ稿(監修：関東信越税理士会　松本支部)